



教えて！自治基本条例

■問い合わせ先 総合政策課 ☎(40)55550

◆議会の役割と責務(第16条)◆

議会は、市民を代表する機関であり、市民の意思が市政に反映されるよう市民意思を適切に把握し、開かれた議会運営に努め、その権能を十分に発揮しなければなりません。

また、議員個人は、直接選挙によって選ばれた市民の代表であり、市民の意思を市政に反映させる責務を果たすよう努めなければなりません。

平成25年10月からは、議会のさらなる活性化と市民に身近な議会となることをめざした議会基本条例が施行されています。これにより、議会報告会や市民との議員研修会の実施などの活動を行っていくこととなっています。

今月のポイント
「議会（議員）の役割、責務」
「市長と職員の責務」

今回は、第4章「議会」と第5章「行政」を取りあげます。
第4章では、議会の役割、責務、運営や議員の責務について規定しています。
第5章では、市長の責務、職員の責務、行政運営上の重要な事項について規定しています。



◆市長の責務(第18条)◆

市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、市民の負託にこたえます。
特に、市政の現場である地域社会や市民生活の実態を把握して、市民の意見を市政に反映することに努めることとします。



◆職員の責務(第19条)◆

市民全体の奉仕者として、また、市民の一員であるという自覚をもって、公正かつ誠実に職務を行います。

また、多様化する職務に対応するための能力の向上に努めます。



◆市政運営(第20条～第30条)◆

市役所の仕事をもっと分かりやすく市民に身近なものとするために、市長をはじめとする執行機関は、市民の視点に立った市政運営を行います。

総合計画

市の最上位計画である総合計画を市民参画のもとに策定します。

危機管理

災害等の緊急時を想定した危機管理体制を構築します。

応答責任

市民からの提案、要望、意見等について、速やかに対応します。



説明責任

施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民への情報提供に努め、分かりやすく説明します。

行政手続

処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上、手続の迅速化を図ります。

行政組織

効率的な業務遂行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めます。

財政財務

計画的な財政運営を行い、財政の健全化を図り、財政状況を分かりやすく公表します。

行政評価

効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営をするため、市民参画のもと行政評価を実施し、結果を分かりやすく公表します。

■出前講座をご利用ください■

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

いずれもごく当たり前のことですが、自治基本条例ではルールとして明示しています。

市では、条例の趣旨に基づき「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、市民の皆さんがこれまで以上に市政に参画できる機会を確保し、その意思が反映される市政運営を行います。